

放課後キッズクラブを利用する保護者の皆様

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

令和4年度 放課後キッズクラブの開所時間及び利用料金変更のご案内

日頃より、放課後キッズクラブ事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染症に伴うわくわく【区分1】の利用制限や受入れ中止等、感染症対策にもご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、横浜市では、放課後キッズクラブ事業が一層充実するよう事業の見直しに取り組んでおり、令和4年度に向けて、保護者の方々を含め事業にかかわる関係者の皆さまへのアンケートの実施等をしたうえで、有識者にもご意見を賜りながら、検討を進めてまいりました。

検討の内容を踏まえ、**令和4年度から土曜日を除く学校休業日の開所時間及び7・8月の利用料金を変更することとしましたので、お知らせいたします。**

【令和4年度からのキッズクラブの利用区分】

※下線が4年度から変更となる部分です。

		わくわく【区分1】	すくすく【区分2】	
			区分2A：ゆうやけ	区分2B：ほしぞら
開所時間	平日	放課後～原則午後4時まで※1（コロナや猛暑等の状況下では利用制限）	放課後～午後5時まで	放課後～午後7時まで
	土曜日	－	午前8時30分～午後5時まで	午前8時30分～午後7時まで
	<u>土曜日を除く学校休業日（長期休業日等）</u>	2時間程度（時間はクラブが設定）	<u>午前8時～午後5時</u> ※2	<u>午前8時～午後7時</u> ※2
利用料	月額（7、8月を除く）	無料	2,000円+おやつ代	5,000円+おやつ代
	月額（7、8月）	無料	<u>2,500円+おやつ代</u>	<u>5,500円+おやつ代</u>
	一時利用/回	800円+おやつ代	400円（午後5時以降も利用する場合）	－
保険料/年		800円以下		

※1 プログラム実施時の特例あり。

※2 令和4年度においては夏季休業以降実施。それまでは8時30分の開所

変更点① 土曜日を除く学校休業日の開所時間の変更

「長期休業期間の朝の開所時間を拡大」のニーズが高いことから、**土曜日を除くキッズクラブの開所日である学校休業日（春季・夏季・冬季・学年末休業日、開港記念日、学校行事の振替休日）の開所時間を8時30分から8時に前倒します。開所時間の前倒しは令和4年度夏季休業から実施します。**

変更点② 7・8月の利用料金の変更

すくすく【区分2A・B】は「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料金をご負担いただいています。

今回、開所時間の前倒しをきっかけとして、通常期と比較して預かり時間が長い7・8月については、キッズクラブを安定的に運営することができるよう、**利用料金を500円引き上げ、区分2Aは2,500円、区分2Bは5,500円に変更します。**

◆よくある質問

Q 利用料金の引き上げに伴い減免は適用されますか。

A 減免の制度では月額上限 2,500 円まで減免することとしています。減免適用後の利用料は次の通りです。

利用区分	4～6、9～3月		7・8月	
	減免額	(減免後の利用料金)	減免額	(減免後の利用料金)
すくすく(ゆうやけ) 【区分2A】	2,000 円/月	(0 円)	2,500 円/月	(0 円)
すくすく(ほしぞら) 【区分2B】	2,500 円/月	(2,500 円)	2,500 円/月	(3,000 円)

なお、減免対象となるのは月額利用料のみであり、保険料、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料(1回800円)やすくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長料金(1回400円)及び保険加入料は減免の対象となりません。

Q 土曜日を除いた学校休業日の開所時間が前倒しということですが、今年の春休みから8時に預けられるということですか。

A 開所時間の前倒しは令和4年度の夏季休業期間から行います。そのため、令和3年度の学年末休業日、令和4年度の春季休業日、開港記念日及び夏季休業日までの振替休日は8時30分の開所となります。

Q 8時30分から利用する場合、料金は従来通り(ゆうやけ【区分2A】:2,000円、ほしぞら【区分2B】:5,000円)ですか。

A 利用料金の変更は、7・8月は特に通常期よりも預かり時間が長いために行わせていただくものです。そのため、7・8月にすくすく【区分2】に登録している方全員に適用されます。

Q 長期休業日の土曜日の開所時間は8時と8時30分どちらになりますか。

A 長期休業日の土曜日については、従来通り8時30分開所となります。

◆問合せ先

○利用の申込みに関すること 各放課後キッズクラブ

○制度全般に関すること

こども青少年局放課後児童育成課 045-671-4068

各区役所こども家庭支援課

区	電話番号	FAX 番号	区	電話番号	FAX 番号
鶴見	510-1886	510-1887	金沢	788-7753	788-7794
神奈川	411-7046	321-8820	港北	540-2212 540-2442	540-2426
西	320-8477	322-9875	緑	930-2216	930-2435
中	224-8139	224-8159	青葉	978-2345	978-2422
南	341-1155	341-1145	都筑	948-2471	948-2309
港南	847-8393	842-0813	戸塚	866-8485	866-8473
保土ヶ谷	334-6322	333-6309	栄	894-8434	894-8406
旭	954-6019	951-4683	泉	800-2339 800-2444	800-2513
磯子	750-2476	750-2540	瀬谷	367-5697	367-2943

◆その他

令和4年度予算案が横浜市議会において議決されることを停止条件とするものです。予算の議決がなされないときは、成立しません。